

## 個人情報開示申出書

（財）仙台勤労者職業福祉センター 理事長

（請求者）住所〒  
氏名

（電話

〔法人にあっては，名称，所在地及び代表者の氏名〕

（財）仙台勤労者職業福祉センター個人情報保護規程第15条第1項の規定により，次のとおり個人情報の開示を求めます。

開示の求めに係る 個人情報の内容 対象となる個人 情報を特定するた め，内容をできる だけ具体的に記入 してください。		
開示方法の区分	(1) 閲覧・視聴	(2) 写しの交付
請求者の区分	(1) 本人 (2) 法定代理人 (3) 相続人等 (4) 委任代理人	
本人以外が 求める場合	本人（死者） との関係	(1)未成年者の法定代理人（本人の ） (2)成年被後見人の法定代理人（本人の ） (3)死者との関係 （第14条第2項第 号 死者の ） (4)本人又はその相続人等が委任した代理人
	本人（死者） の氏名	
	本人（死者） の住所	〒   （電話

〔処理欄〕 次の欄は記入しないで下さい。

開示を求める者の 確認	(1)運転免許証 (2)旅券 (3)その他（ ） (4)本人の法定代理人の資格確認（ ） (5)相続人等の資格確認（ ） (6)相続人等の法定代理人の資格確認（ ） (7)本人又はその相続人等が委任した代理人の資格確認 （ ）
備 考	

- (注)(1) 個人情報開示申出書を提出する際には、本人であることを証明する書類(運転免許証等)の提出又は提示が必要です。
- (2) 本人の法定代理人又は相続人等が求める場合は、(注)(1)の書類のほか、本人又は死者との関係を証明する書類(戸籍謄本、遺産分割協議書等)の提出又は提示が必要です。(相続人等の法定代理人の場合には、(注)(1)の書類のほか、相続人等との関係を証明する書類(戸籍謄本等)及び相続人等と死者との関係を証明する書類(戸籍謄本、遺産分割協議書等)の提出又は提示が必要です。)本人又はその相続人等が委任した代理人が求める場合には、(注)(1)及び(注)(2)の書類のほか、委任代理人であることを証明する書類(委任状等)の提出又は提示が必要です。
- (3) 法人が求める場合は法人の社員であることを証明する書類(身分証明書等)及び社員にあっては法人の委任状の提出又は提示が必要です。
- (4) 「本人以外が求める場合」欄には、本人の法定代理人又は委任代理人の場合には「本人」、相続人等の場合には「(死者)」について記載して下さい。(なお死者の住所は死亡時の住所を記載して下さい。電話番号欄の記入は不要です。)
- (5) 相続人等の法定代理人又はその委任代理人が求める場合は、「本人以外が求める場合」の「本人(死者)との関係」欄は「相続人等との関係」に、「本人(死者)の氏名」欄は「相続人等の氏名」に、「本人(死者)の住所」欄は「相続人等の住所」に読み替えて記載し、備考欄には「相続人等と死者との関係(第14条第2項第 号本人の )」、「死者の氏名」、「死者の死亡時の住所」を記載して下さい。
- (6) 本書面に記載された個人情報は、担当課(仙台市市政情報センターに提出された場合は担当課及び同センター)において、個人情報開示申出事務に利用されます。